# Deloitte.

本資料(参考和訳)は、Deloitteが2011年1月24日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。

# 対立するコメント IFRS 4 フェーズ II アップデート

IASB·FASB合同会議 – 2011年1月 Francesco Nagari 2011年1月24日



# 目次

- 1月18日·19日の合同会議のハイライト
- 保険負債の割引 回答者の提案するモデル
- 受領したコメントのサマリー
- 今後の日程と次のステップ

# IASB·FASB合同会議 のハイライト - 2011年1月18日

## 回答のサマリー

- 247の回答者から253通のコメントレターを受領。
  - 大多数の利害関係者及び地域の代表からコメントが寄せられた。
  - 単一の基準書が生命保険契約及び損害保険契約の双方に効果的に対処し得るものか否かについて、対立しあう見解が寄せられた。
  - 保険契約基準書(公開草案)のコスト·ベネフィットに関して対立するコメントが寄せられた。
  - 最終基準書を適用するための十分な準備期間を求める声があった。
  - (生命保険については)ビルディングブロックモデルへの一般的な支持があったが、比較可能性に関する懸念が挙げられている。
  - 多〈の損害保険者は、本モデルは彼らのビジネスには過度に複雑だと考えている。

## 再審議の対象となった主たる論点

- 損益のボラティリティーと割引率の選択
- 残余マージン対複合マージン、残余/複合マージンの再測定
- **■** アンバンドリング
- 表示
- 短期契約

# IASB·FASB合同会議 のハイライト - 2011年1月19日

## 割引率に関する教育セッション

- 割引率の選択に関する公開草案のアプローチは、リスクフリーの市場金利に保険キャッシュ・フローの非流動性についてプレミアムを加味する"ボトムアップ"構造である。
- 提案された中から、スタッフは割引率測定として3つの代替案を選択した。そのいずれも特定の利率から 一定の特性(負債測定に無関係な要素)を除去する"トップダウン"アプローチである。
- これらのアプローチは合同会議の教育セッションにおいて、以下の発表者達と討議された:
  - Rob Esson (NAIC 全米保険監督者協会)
  - Francesco Nagari , Andrew Smith (Deloitte)
  - Nick Bauer (Eckler)

# 保険負債の割引 - 回答者の提案するモデル

## Rob Esson – NAIC (全米保険監督者協会)

■ 経済的デフォルト調整後レート(Economic Default Adjusted Rate: EDAR)を基礎とした割引率アプローチ。これは、NAICの米国保険市場を対象とした原則ベースの準備金(Principle Based Reserving)に含まれた一案として公開されているものである。

#### なぜEDARか?

- ビジネス・モデル及び保険者の経営管理プロセスと平仄が合っている。
- 原則ベースである(ただし、適用のための重要なガイダンスは用意されている)。
- 保険会計の履行目的と合致している。

#### EDARの主たる特徴

- まず資産利回りの実績又は見積値から始まり、対象となる保険負債に関係のないリスク要素を除去する トップダウン・アプローチである。
- 保険者が実際に保有する資産を反映する。
- 割引率から投資費用、信用スプレッド及び投資ミスマッチリスクを控除する。

#### EDARの目的

- 類似の資産に対する不履行コストは会社間で同様でなければならない。
- 会社がリスクの高い資産への投資を通じて準備金を小さくすることは許されない。
- 短期のボラティリティーは、長期のトレンドと相殺されなければならない。
- 技法はシンプルであるべきである。

# Rob Esson – NAIC (全米保険監督者協会、続き)

#### ボードメンバーによって提起された論点

- 資産ベースの割引率は、不確実性及び不履行について(ボトムアップアプローチと)逆の調整か。
  - 同意する。しかし、その妥当な見返りと考えられるのが実用性及び観察可能性である。
- 不履行レートはどのように決定するのか?マネジメント又は市場から決まるのか?見積る期間は?純粋な不履行額又はトータルの損失?
  - (例えばMoody'sのような)ヒストリカル・レートから始まり、現時点の国債とのスプレッドを用いる。変動は4年間に亘り平準化し、トレンドに注目をして短期のボラティリティーを排除する。これは公開草案において死亡率及びその他の非金融変数について求められる"信頼性テスト"と類似している。
- 事後測定は?
  - 変動金利であるため、毎期調整される。

# Francesco Nagari & Andrew Smith - Deloitte

- 提案は参照資産ポートフォリオから計算される割引率を提供することに焦点をあてたもの。
- 資産の収益率 = リスクフリー収益率 + リスク保有に対するプレミアム
- ボトムアップ・アプローチは実務的ではない。多くの構成要素を見積もるための一般に認められたベース が存在しないためである。
- トップダウン・アプローチは、参照個別資産の収益率から出発しないため、公開草案の原則と概ね整合するものであり、より実用的に受け入れられる。

## アプローチの概容

- リスクフリーレートと予想収益率の差異は、基本的には7つの要素で構成されている:
  - 予想不履行損失(及び不履行リスクの対価)
  - 非流動性損失(及び非流動性リスクの対価)
  - 管理費(及び費用リスクの対価)
  - 説明できない残余
- 非流動的な保険負債を測定する観点では、資産の非流動性プレミアムは無視し得るものである。債権者はその支払いを求めることはできず、したがって債務者はそのような損失を被らない(そのようなリスクを負わない)ためである。
- この技法は、大きな説明できない残余を残す。
- この実用的なアプローチは、割引率を算定する際に、IFRS9の予想不履行損失を控除するものである。

# Francesco Nagari と Andrew Smith – Deloitte (続き)

#### 本モデルによって充足されるIASBの規準

- 本モデルは、現時点のベースでの保険キャッシュ・フローの貨幣の時間価値を測定する。
- キャッシュ・フローの特性に合致したポートフォリオの観察可能な収益率を使用している。
- 市場金利から、負債とは関係のない認識可能な特性(予想不履行損失)を除去する。

## 本モデルの利点

- 非流動性プレミアムの見積りという問題点を排除する。
- 他のIFRS(例えば、IFRS9の減損規定)と整合的である。
- 負債の評価額は、対応する資産の公正価値と同様に、市場の変動に応じて増減する。
- 契約キャッシュ・フローにマッチングさせるための(実際の)資産配分とは無関係に決定される。

#### 潜在的な問題点

- 複製ポートフォリオ構築のための候補資産を特定すること。
- 十分な観察可能なデータが入手できない場合に、予想損失を特定すること。
- 個々のキャッシュ・フローについての詳細な知識が必要とされること。

# Francesco NagariとAndrew Smith – Deloitte (続き)

#### ボードメンバーから提起された問題点

- 高格付けの債券がない開発途上国で、本モデルはどのように実行することができるのか?
  - 参照ポートフォリオは、契約が発行された市場において保険者が入手することができる"良質な"資産をベースとすべきである。
- なぜ提案されたポートフォリオは、"高格付けの債券"ではな〈"良質な資産"をベースとするのか?
  - 入手できる資産は各国によって異なる。"良質な資産"により、保険者のマーケットの状態を反映するような参照資産ポートフォリオを構築することが目的である(したがって高格付けである必要はない)。
- 利用可能な資産が10年の商品に限定されている場合に、どのように30年の負債にマッチさせるのか?
  - 一補正法を用いる。キャッシュ·フローの見積りに用いる方法と同じ方法である。
- この実務は、既に多くの保険者が保険料率決定の一部として実行しており、これまで試されたことのないような全く新しい方法と比べて、容易に対応できるものであろう。

#### Nick Bauer - Eckler

- 生命保険ビジネスに焦点を当てた、資産とリンクした割引率を提案。
- 損害保険には必要以上に複雑(但し理論的には応用可能)であると考えている。
- カナダでの市場における実務をベースとしているが、多くの法域で適用可能である。

## アプローチの概容

- 保険契約の正味キャッシュ・フローを予測する(不確実性の調整を加えた最善の見積り)。
- 対応する資産の正味キャッシュ・フローを予測する(予想リターン、ヒストリカル・リミット、予想信用損失及び減損損失の控除)。
- 正味キャッシュ・フローを予想する(ミスマッチリスクは考慮しない)。
- 資産のリスク、負債のリスク及び起こり得るミスマッチリスクを考慮するために経済シナリオを構築する。
- 結果として負債の評価額は、負債を履行するために要求される資産の額と等しくなる。
- 割引率は、この結果をもとに開示目的で算出される。

# Nick Bauer – Eckler (続き)

#### 本モデルによって充たされるIASBの規準

- 履行概念と整合的である。又、すべての不確実性原因に備えるものである。
- ▶ トップダウン·アプローチであり、複製ポートフォリオを用いかつ貨幣の時間価値を測定する。

## 本モデルの利点

- 貸借対照表上の資産と負債の相互作用を忠実に表示する。
- 存在する可能性のある真の経済的ミスマッチを反映する。
- 会計上のミスマッチを最小化する。
- どの法域でも容易に適用することが可能で、一般に受け入れられた理論をベースとしている。
- 資産の測定が負債の評価額を左右するため、貸借対照表上の資産の評価額に影響されない。

#### 潜在的な問題点

- 多〈の人から複雑だと思われている。
- リスクの高い投資により負債が減額される(ただし、資産リスクの制限は別個に設定できる)。
- 比較可能性が制限される(市場の参照資産でな〈保険者の実際の資産をベースとしているため)。
- 償却原価アプローチよりもボラティリティーが高い。

## Nick Bauer – Eckler (続き)

#### ボードメンバーから提起された問題点

- 資産の評価手法にかかわらず、このモデルが機能するのはなぜか?
  - モデルは、負債の支払に充当するキャッシュ・フローを生み出すのに充分な資産を(その評価手法にかかわらず)準備しておくことをベースとしている。キャッシュ・フローがマッチしている場合、それら資産の会計上の評価額が、負債の測定のために用いられる。
- 基準書は損害保険にも適用されるが、損害保険者はこのモデルをどのように適用するのか?
  - 特定資産のポートフォリオを用いない場合、事業(例えば、現在展開中で収益性のある取引)をサポートする資産について、その資産のキャッシュ・フローのプロジェクションを展開すればよい。伝統的な金融商品の使用は要求されない。

## すべての回答者

#### ボードメンバーから提起された問題点

- 両ボードは割引率について、説明可能なあらゆる手法に対してオープンであるべきか?
  - Nick Bauer:会計基準は、石油会社について石油埋蔵量をどのように評価すべきかについて現時点では何もいっておらず、基準はただ適切な専門家を任命することとだけ明記している。保険の基準も同じであってはいけないのか?
  - Deloitte:提案に異論はない。しかし、IASBは割引率に含めるべきまたは取り除くべき要素について明確に記載すべきである。精細な方法論が明記される必要はないが、明瞭な原則が最終のIFRSに必要である。
  - Rob Esson:3つのプレゼンは極めて類似している。仮に特定の手法が採用される場合でも、原則に含めるにあたっては、その類似性についてボードは強〈認識すべきである。
- プレゼンを行った者は、共通の実際のデータを使用して、自身の方法を用いた場合の最終の割引率を決定するためにスタッフと協働することに同意した。
- ボードメンバーの一人は、リースプロジェクトと並行して、貨幣の時間価値を測定するため、保険契約に 暗黙的に含まれる率をベースとする手法について分析するようスタッフに要求した。

# 受領したコメントのサマリー

## 一般的なコメント

- 現行のIFRS4があまりにも寛大な基準であることから、新しい保険の基準を支持する。新しい不完全な基準でも、(ほとんど基準は存在しないという)現在の状況よりは望ましい。
- 米国は、生命保険と損害保険は非常に異なるタイプのビジネスであることから、可能性としては2つの基準が必要かもしれないとコメントしている。
- (規制当局を除いて)多くの回答者は、コスト・ベネフィットの観点から新しい基準を支持し得ると考えているが、この点についての確認はフィールドテストと調整が完了した段階で初めて可能になるとコメントしている。
- 提案は開発が十分でなく、適用にあたり詳細が不十分であることから、公開草案に基づいた最終基準が 多くの質問事項を未回答のままにするのではないかとの懸念がある。
- コメント期間が十分でなかったことから、時間の経過と共に追加の懸念が表明される可能性がある。
- 基準最終化のためのデッドラインとして設定された2011年6月は、(IASB理事のローテーションにあわせた)人為的なものであり、基準の品質について妥協される可能性がある。
- ある者は、FASBとの基準のコンバージェンスが、6月に基準を最終化するよりもより重要だと考えている

# 本モデルに対する一般的なコメント

- ビルディングブロックモデルは生命保険ビジネスについては一般的な支持があったが、ブロックの現時点での実施やブロック間の相互作用については懸念が表明されている。
- ビルディングブロックアプローチは、損害保険の責任準備金にとっては過度に複雑であるというのが一般的なコンセンサスとなっている。

## 再審議されるべき重要な論点

#### 損益のボラティリティーと割引率

- 現行のモデルは、純損益及び資本の部に重大なボラティリティーをもたらす。
- 目的適合性や信頼性及び比較可能性が減じられ、経済的実態を忠実に表現することを妨げている。
- ボラティリティーの源泉: "現在(資産) 現在(負債)"及び"原価(資産) 現在(負債)"
- 寄せられた提案は、以下のようなものである:
  - 割引率算定のための異なるアプローチ
  - 経済的ミスマッチをOCIに表示
  - 残余マージンとボラティリティーの相殺
  - アンバンドリングの適用範囲の拡大

- 概ね上記の懸念に同意する。
- 潜在的な解決策には、残余マージンの再較正又は提案されている割引率モデルの変更が含まれる。
- 更に、IFRS9のヘッジ会計と関連する可能性を考慮すべきである。

## 再審議されるべき重要な論点(続き)

#### 損益のボラティリティーと割引率

- 割引率の"ボトムアップ"コンセプトについてはある程度の支持は得ているが、その実行は極めて困難であり、公開草案に充分なガイダンスもない。
- リスクフリーレート+流動性調整により負債の全ての特性を捉えるという点については回答者の中で意見が相違している。
- 非流動性の調整の見積りに当たっては判断が求められていることから、比較可能性と客観性を損なう可能性がある。
- IFRSの最終基準化に向けて、割引率の代替案の提案が多数寄せられた。
- ボードは、2月にこの問題を再審議する予定である。

- 全体的に、上記の懸念に対して同意する。また、ボトムアップ·アプローチの観察可能性と比較可能性を 懸念している。
- 前述のとおり、割引率の選択については参照資産ポートフォリオアプローチを提案する。

## 再審議されるべき重要な論点(続き)

## 残余マージン対複合マージン及び残余/複合マージンの再測定

- 回答は地理的な地域や回答者のタイプによって大き〈異なっている。
- 複合マージンは一般に米国が支持している(1)。その主張するところは以下のとおり:
  - リスク調整は利益の繰り延べにつながり、さらにリスク回避を見えに〈〈し、バイアスをもたらし、結果として比較可能性を損なうため、意思決定に有益ではない。
- 明示的なリスクマージンは、欧州、カナダ及びアジア太平洋州並びに監査法人及びアクチュアリー( 2) によって一般的に支持された。
  - 保険リスクの現在時点での測定値を提供する。複合マージンは、意志決定に有益な情報や保険事故発生前と後の負債の間での重要な不確実性を隠す可能性がある。

- 概ね明示的なリスクマージンアプローチを支持する。
- ただしこれは条件付きの支持で、最終基準書が比較可能性を促進するためにリスク調整マージンを明確 に定義することを前提としている。
- 訳注 1:原文には日本が複合マージンを支持しているとの記載がありますが、IASBが公表しているスタッフペーパーの記述自体が事実と異なるため削除しています。また、原文には損害保険者が複合マージンを支持しているとの記載がありますが、スタッフペーパーには当該記述はないため削除しています。
  - 2:原文には生命保険者が明示的なリスク調整を支持との記載がありますが、IASBが公表しているスタッフペーパーの記述にあわせて、 アクチュアリーに修正しています。

## 再審議されるべき重要な論点(続き)

#### 残余マージン対複合マージン及び残余/複合マージンの再測定

- 残余マージンの大きさについての対立する見解がある。
- 残余/複合マージンをロックインすることについての多くの異なった理由に基づく強力な反対がある。
- 改良についての提案は以下のものを含む。
  - 非金融的なインプットと見積りの事後的な変動について、残余/複合マージンを調整する。
  - 残余/複合マージンをショックアブソーバーとして用いる。
  - 各報告期間での残余/複合マージンの再計算
- この論点については3月にボードで再審議される。

- ボラティリティーを少な〈し、経済的実態をより良〈反映させるために、各々の報告日において残余マージンを再較正することを支持する。
- 更に、保険者が、関係する金融資産を公正価値で評価している場合には、この再較正に対して調整することを提案する。

# 再審議されるべき重要な論点(続き)

#### アンバンドリング

- 限られた範囲でのアンバンドリングについては支持されているが、支持する動機は多様である。
- 多〈の回答者が、提案は明確でな〈、結果として多〈の解釈が存在することになると感じている。ある回答者は、アンバンドルの目的自体が明確でないと記載している。
- 2月に両ボードで再審議されるが、最終的結論は両ボードで行われる他の結論とリンクされる。

- ボードによって提案されたアンバンドリングの範囲について支持せず、アンバンドリングはその構成要素が以下のような場合にのみ行われるべきであると考えている:
  - i. 保険カバーと相互依存関係になく、かつ
  - ii. 商業実態のない(契約の経済性に目に見える影響がない)理由で保険契約に組み込まれている場合

# 再審議されるべき重要な論点(続き)

#### 表示及び短期契約

- 多〈の人が、マージンベースの表示アプローチで提供される情報が有用であることを認識しているが、草案として提案されている要約マージンアプローチは限定的な支持を集めたに過ぎない。
- 多〈の利用者は、財務諸表本体で、保険料、保険金及び保険金関連費用についての情報を見たいと考えている。
- 短期契約に係る提案については支持があるが、それは計算をさらに簡潔にするような提言付である。
- 修正アプローチの適用の適格性(カバー期間12ヶ月で明確に区切る)は、過度に制限されたものであり、本来は含められるべき契約が含まれないことについての懸念がある。
- 多くの人が、短期契約に係る修正アプローチは許容されるべきものであり、要求されるべきものではない、と考えている。

- 要約マージンアプローチを変更して、ボリュームに関する情報を含めるよう推奨する。
- IASBの要求を満たし、求められている情報にも満足して貰えるような代替モデルを両ボードに提案している。

## 公開草案における他の提案に対する回答

- **確率加重平均予想キャッシュ・フロー**の使用については一般的な支持を得ているが、一部の人から検討 すべき確率の程度についての懸念が寄せられた。
- **新契約費**の定義が過度に狭すぎると考えられている。なぜなら、新契約の獲得及び引受に必要な非増分費用が除外され、各保険者が使用する販売システムによって(新契約費の範囲に)差異が生じるためである。
- **有配当契約から生ずる支払い**を、契約キャッシュ・フローの一部として含めることについては一般的な支持が得られた。
- 多〈の人は、**契約の境界線**の原則を支持しているが、価格再設定を制限する法的規則に関連して懸念が寄せられた。
- 有配当契約の割引率に係る誤解が広〈広がっている。
- 損害保険の回答者は、損害保険契約に割引率を適用することに同意していない。
- 多〈の人が**初日利得**を認めていないが、割引率が不適切に低い場合に初日損失が生じるかもしれないという懸念がある。
- ボードがリスク調整技法を制限していることには限定された支持しか得られなかった。多〈の回答者は、 原則主義ベースのアプローチを選好している。

## 公開草案における他の提案に対する回答(続き)

- 多〈の回答者は、リスク調整が条件付きテール期待値又は資本コスト法で計算された場合に、対応する **信頼水準を開示**しなければならないとする提案に同意していない。
- **リスク調整をポートフォリオレベルで集約**するという論点については、公開草案に対する多数の反対意見があり、現出するリスク分散効果を反映するために複数のポートフォリオを集約するべきである( )という意見が複数から寄せられている。
- "ポートフォリオ"の定義が適切でないという懸念がある。
- 残余マージンは、群団レベルでなくポートフォリオレベルで評価すべきであるという意見もある。
- 残余マージンに利息を付加する提案に関しては、賛成意見と反対意見に分かれている。
- **金融保証契約**の取扱については非常に大きな懸念が寄せられた。元来の基準(保険、金融商品等)の中にそれらの契約を含めるよう主張する回答者もいる。
- 裁量権のある有配当性を持つ保険契約をこの基準に含めるべきことには多くの同意があるが、**裁量権のある有配当性を持つ投資契約**を同じように含めることには大多数が反対している。
- **保険契約の定義(ガイダンス)を変更する提案**には多くの反対がある。大半は、全ての既存の契約を見 直すためには多額の費用がかかると記している。

訳注:ポートフォリオ間のリスク分散効果を反映し、報告企業レベルでリスク調整を算定することを提案する主張を指しています。

## 公開草案における他の提案に対する回答(続き)

- 多〈の保険者がシステム変更のコストを理由として提案されている**認識規準**に反対しており、幾つかの代替案が提案された。
- 提案されている**再保険に係る予想損失モデル**は支持されているが、**購入した再保険から生ずる初日利 得の認識**には反対する者がいる。
- 提案されている**開示のボリューム及びその複雑性**についての重大な懸念が表明されている。保険者は、 開示要求の圧縮及び見直しを提案しているのに対し、規制当局は追加の開示要求を提案している。
- ユニットリンク契約については、一般的な同意が寄せられた。
- 提案されている経過措置については、圧倒的多数の回答者から幾つかの代替案の提案と共に反対意見が寄せられた。
- **実行のための準備期間**について、3 5年の猶予が求められている。

# 今後の日程

- ボードは、依然として2011年6月における最終基準の公表をコミットしている。
- 発効日が2014年もしくは2015年に先送りされる徴候がある。
- ボードの意欲的な期限設定に間に合わせるべく、これからの数ヶ月に亘って多くの会議が開催される予定である。
- 次回の会議は、2011年2月2日水曜日である。

# コンタクトの詳細

## Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+44 20 7303 8375

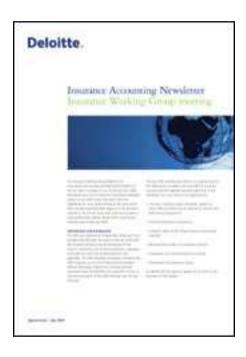
fnagari@deloitte.co.uk

## Link to **Deloitte Insurance Accounting Newsletter:**

http://www.deloitte.com/view/en\_GB/uk/industries/financial-services/sector-focus/insurance/article/ac9955baf1001210VgnVCM100000ba42f00aRCRD.htm

#### Insurance Centre of Excellence:

insurancecentreofexc@deloitte.co.uk



# Deloitte.

This document is confidential and prepared solely for your information. Therefore you should not, without our prior written consent, refer to or use our name or this document for any other purpose, disclose them or refer to them in any prospectus or other document, or make them available or communicate them to any other party. No other party is entitled to rely on our document for any purpose whatsoever and thus we accept no liability to any other party who is shown or gains access to this document.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 2 New Street Square, London EC4A 3BZ, United Kingdom. Deloitte LLP is the United Kingdom member firm of Deloitte Touche Tohmatsu ('DTT'), a Swiss Verein, whose member firms are legally separate and independent entities. Please see www.deloitte.co.uk¥about for a detailed description of the legal structure of DTT and its member firms.